

裁 決

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成27年2月13日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]市福祉事務所長が、請求人に対して行い、平成27年2月6日付け[REDACTED]第[REDACTED]号で通知した保護変更決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、[REDACTED]市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して行い、平成27年2月6日付け[REDACTED]第[REDACTED]—[REDACTED]号（以下「本件通知書」という。）で通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項の規定による保護変更決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりであり、請求人はこれらを理由に本件処分の違法又は不当を主張するものと解される。

生活費の減収や他の市区町村の意見を参考にし、おかしいと思うので違法又は不当である。

- (1) 家賃を43,000円に変更してほしい。
- (2) 収入認定分を取り消してほしい。

(3) 世帯員増員の申請年月日を変更してほしい。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 処分庁(1級地-2所在)は、請求人に対し、平成26年6月5日付けで、法に基づく保護を開始したこと(以下「本件保護開始」という。)

なお、本件保護開始時の請求人の住所は、
(家賃月額25,000円。以下「旧請求人宅」という。)であり、
請求人の住宅扶助費は、25,000円と認定されたこと。

(2) 処分庁は、請求人に対し、平成27年1月分及び2月分の保護費として132,670円を支給したところ、当該保護費は次のとおり算定されたこと。

基準生活費	77,980円
障害者加算	26,750円
冬季加算	2,940円
住宅扶助費	25,000円
収入認定額	▲0円
(内訳) 就労収入	▲1,200円
基礎控除	1,200円
合計	132,670円

(3) 請求人は、平成27年2月2日、処分庁に対し、旧請求人宅から転居したこと(以下「本件転居」という。)を申告した上、本件転居先(以下「現請求人宅」という。)に係る次の内容の賃貸借契約書(以下「本件契約書」という。)を提出したこと。

なお、請求人は、本件転居について、事前に処分庁の了承を得ていなかったこと。

ア 賃貸借の目的物の表示等

(ア) 名称

(イ) 所在地

イ 賃貸借条件

契約期間 平成27年1月20日から平成29年1月19日まで

賃料 43,000円(月額)

ウ 同居者

(4) 前記(3)と同日、請求人は、処分庁に対し、世帯主を請求人、世帯員を■■■■(以下「同居人」という。)、現住所を現請求人宅として、保護の変更の申請(以下「本件申請」という。)をしたこと。その際、同居人は、■■■■市において法に基づく保護を受けていた同居人が■■■■市に転出することを理由として同居人に対する保護を平成27年1月21日付けで廃止することを内容とする保護廃止決定通知書の写しを提出したこと。

(5) 処分庁は、本件転居が処分庁の事前の了承を得ていないことから、請求人に対する平成27年1月分及び2月分の住宅扶助額の変更を行わないこととし、請求人に対して、本件処分を行い、本件通知書で通知したこと。

なお、本件通知書には次の記載があり、次のイの保護費の算定内容は、前記(2)と同じであったこと。

ア 保護の決定内容・認定年月日及び決定した理由

(ア) 内容

変更

(イ) 認定年月日

平成27年1月20日

(ウ) 決定した理由

地区の変更

住所の変更

イ 保護の種類及び程度

平成27年3月以降 生活扶助 107,670円

住宅扶助 25,000円

合計 132,670円

(6) 請求人は、平成27年2月13日付けで、本件審査請求を提起したこと。

(7) 処分庁は、請求人に対し、保護変更決定を行い、平成27年2月24日付け■■■■

第■■■-■■■■号で通知したこと。

なお、上記保護変更決定の内容は、次のとおりであること。

ア 保護の決定内容・認定年月日及び決定した理由

(ア) 内容

変更

(イ) 認定年月日及び決定した理由

a 平成27年2月2日

支払方法を「窓口払い」に変更

追給額は随時で支給します。

■■■■■さんの転入により基準生活費を変更

b 平成27年3月1日

追給額は随時で支給します。

イ 保護の種類及び程度

平成27年2月 生活扶助 38,851円

合計 38,851円

平成27年3月 生活扶助 40,290円

合計 40,290円

2 判断

(1) 法の仕組みについて

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、同条第2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。

そして、法第7条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と規定し、申請保護の原則を定めている。

また、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。ここにいう基準とは、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)をいう。

さらに、法第11条第1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を定め、このうち住宅扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、①住居、②補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるもの(法

第14条)であり、金銭給付によって行われる(法第33条第1項)。

保護の基準別表第3は、住宅扶助基準につき、1級地及び2級地が13,000円以内、3級地が8,000円以内とした上で、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内とする。」としている。そして、ここにいる「厚生労働大臣が別に定める額」として、千葉県内の1級地及び2級地については、次のとおり定められている。

ア 1人世帯

46,000円

イ 2人から6人世帯

59,800円

ウ 7人以上世帯

71,800円

(2) 請求人の主張について

ア 収入認定について

前記審査請求の理由(2)のとおり、請求人は、本件処分に係る収入認定の取消しを求めており、要するに、収入認定により、請求人の保護費が減額されている点に違法又は不当があると主張しているものと解される。

この点、前記認定事実(2)のとおり、本件処分における平成27年3月以降の保護費の算定においては、1,200円の就労収入が認定されていると認められるものの、基礎控除額1,200円が控除されたことにより収入充当額は0円となっているから、上記収入認定による保護費の減額はないことが認められる。

よって、請求人の主張には理由がない。

イ 世帯員の増員について

前記審査請求の理由(3)のとおり、請求人は、本件申請年月日の変更を求めており、要するに、平成27年1月20日に請求人世帯に同居人が加わっているものであるから、本件申請日を同日に変更した上で、同日から同居人に係る保護費の支給を開始すべきであるのに、本件処分においてこれがされていないことは違

法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、前記認定事実（４）のとおり、請求人及び同居人は、同年２月２日に本件申請を行っているところ、前記（１）のとおり、法に基づく保護は、要保護者等の申請により開始されるものである上、世帯員の増員は、要保護者等の申請によらなければ実施機関において把握が困難な事情と言える。

しかも、前記認定事実（３）のとおり、本件契約書において現請求人宅の同居人が請求人のみとされていることも併せ考慮すると、同居人に係る保護費の支給は、本件申請があった同日から開始すべきである。

そうすると、処分庁が、本件申請に基づき、前記認定事実（７）の保護変更決定において、同居人に係る保護費の支給を本件申請日である同日から開始することとし、本件処分においてこれを行わなかったことに違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

ウ 住宅扶助について

前記審査請求の理由（１）のとおり、請求人は、住宅扶助額を現請求人宅の賃料額である４３，０００円に変更してほしいと主張する。

この点、処分庁は、前記認定事実（５）のとおり、本件処分において、平成２７年１月２０日における請求人の住所の変更及び地区の変更を理由としており、本件転居があった事実を認定しながらも、請求人が処分庁の事前の了承を得ず本件転居を行ったことを理由に、同日からの住宅扶助額の変更を行っていない。

前記認定事実（１）及び前記（１）アのとおり、１級地である■■市における１人世帯の住宅扶助の上限は、４６，０００円と定められているところ、前記認定事実（３）のとおり、現請求人宅の賃料は月額４３，０００円であるから、上記上限額を下回っている。

また、転居の事実、前記イの世帯員の増員の事実とは異なり、申請がなくとも処分庁において客観的に把握することが比較的容易と言え、現に、処分庁は、本件処分において、本件契約書等に基づき、上記のとおり、本件転居が本件申請日である平成２７年２月２日ではなく同年１月２０日に行われたことを認定している。

なお、前記認定事実（３）のとおり、請求人が本件転居について処分庁の事前の了承を得ていなかったことは、本件転居に係る費用を支給しないことの根拠と

はなり得ても、本件転居後の賃料相当額の住宅扶助費を支給しない根拠とはなり得ない。

そうすると、本件転居が行われた平成27年1月20日以降の住宅扶助費について、現請求人宅に係る家賃相当額に変更しなかった本件処分は、この点において違法であり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年4月28日

千葉県知事 鈴木 栄 治

